

Title	エグモントかアルバカ
Sub Title	Egmont order Alba
Author	大宮, 勘一郎(Omiya, Kanichiro)
Publisher	慶應義塾大学藝文学会
Publication year	2006
Jtitle	藝文研究 (The geibun-kenkyu : journal of arts and letters). Vol.91, No.2 (2006. 12) ,p.316- 333
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	Essays in Honour of Profrssor Takahiro Shibata
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00072643-00910002-0316

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

エグモントかアルバか

Egmont oder Alba

大宮勘一郎

Kanichiro Omiya

— Und unter viel verhaßtem ist mir das
Schreiben das verhaßteste.
(Goethe: *Egmont*, 2. Aufzug)¹

1788年に出版されたJ. W. v.ゲーテの歴史悲劇²『エグモント Egmont』は、いわゆる疾風怒濤 Sturm und Drang 時代からヴァイマル古典主義 Weimarer Klassik へとゲーテが移行しつつある時期の作品として扱われることが多い。ゲーテは1775年10月、ヴァイマル公国の官職に就くが、この戯曲はその任官の直前、郷里フランクフルトでの弁護士時代に既に

¹ Goethe, Johann Wolfgang von: *Egmont. Ein Trauerspiel in fünf Aufzügen*. In: Ders.: *Sämtliche Werke nach Epochen seines Schaffens*. Münchner Ausgabe. Hrsg. v. Richter, C., in Zusammenarbeit m. Göpfert, G., Müller, N. u. Sauder, G., Bd.3.1: Italien und Weimar 1786-1790 I. Hrsg. v. Müller, N. u. Reinhardt, H., München/Wien 1990, S.246-329. ゲーテからの引用は基本的にこの版により、以下(MA Bd.-Nr., Seitenzahl)にて表記。但し、以下も参照した。Ders.: *Sämtliche Werke. Briefe, Tagebücher und Gespräche*. I. Abteilug: *Sämtliche Werke* Bd.5: Dramen 1776-1790. Hrsg. v. Borchmeyer, D., u. Mitarbeit v. Huber, P., Frankfurt/M. 1988, S.459-551.(FA Bd.-Nr., Seitezahl) 厭ワシキモノハ数多アレド、書クコトニマサリ我ニトリテ厭ワシキハナシ(MA 3.1, S.274)

起筆されている。当初は短期間に書き上げる意図で、実際著者も完成間近と見込んでいたものが、ヴァイマルで長い中断を重ね、13年後の完成となった。86年9月から2年強にわたり敢行されたイタリア旅行の、ローマ滞在中のことである。イタリアでゲーテは、芸術家悲劇『トルクヴァート・タッソー Torquato Tasso』をほぼ完成させ（浄書はヴァイマル、88/89年）、また、エウリピデスの換骨奪胎で、81年に一旦仕上がりはしたものの著者がその出来栄えに不満を覚えていた散文版『タウリスのイフィゲーニエ Iphigenie auf Tauris』の韻文化などを完成（87年）させるとともに、『エグモント』もまた、著者差出の書簡³に従えば、ローマのボルゲーゼ邸散策中に最終場面に取り掛かり、程なく完成に至ったとされる。

その長い執筆期間にもかかわらず、『エグモント』に関しては草稿類が残存せず、初期の構想から完成に至る過程はさほど明らかではない。著者の筆によるものとしては、ローマからヴァイマルのJ. G. ヘルダーに郵送された最終稿があるのみで、他には、初版用にヘルダーの指示で作られた転写稿が、指示者による若干の修正跡とともに残るだけである。完成稿以前の草稿が著者によって意図的に破棄されたのか、ただ単に失われたのかも不明である。⁴

そもそも『エグモント』に対する周囲の反応は、当初好意的とは到底

² 素材となったのは、16/17世紀の、およそ百年にわたるスペイン王権からのオランダの独立運動。主人公は、1556年カール五世の跡を継いだフェリペ二世のカトリシズムに基づく宗教的不寛容と絶対主義に対する不満から、1567/68にオランダ各地で起きた暴動の加担者と目され、1567年9月9日に逮捕、翌68年6月5日にブリュッセル、大マルクト広場で処刑された Lamoral Graf von Egmont und Prinz von Gaure (Gavre)。敵役は、王の受権者（いわば委任独裁者）としてスペイン軍勢を率い、エグモントを和解協議の場へ誘い出し捕らえた Don Fernando Alvarez de Toledo (登場人物名： Herzog von Alba)。

³ Goethe an Charlotte von Stein. Rom, 4. August 1787. In: *Dokumente zur Entstehung, Kommentierung und zeitgenössischen Rezeption*, MA 3.1, 833ff., a.a.O. 838.

いえぬものであった。一方でゲーテ本人の主君であるカール・アウグスト公から、主人公の人物彫琢に対する懸念を表明する書簡⁵がイタリアに送られており、また他方、シラーによって批判、のみならず改作さえなされている。⁶前者は、エグモントが「民衆の反乱」に理解を示したがゆえに、オランダ解放と独立の犠牲的英雄として伝えられている人物であることを考えれば、一君主として自然な反応であろう。これに対して後者は、同じ詩人から浴びせられた、作品の美学的価値に対する疑義を伴う批判である。要するに歴史悲劇『エグモント』は、歴史解釈としても悲劇の出来映えとしても欠点を持つ作品と扱われた。この評価が改まるのは、E. T. A. ホフマンら19世紀ロマン派の時代であり、この価値上昇にはベートーヴェンの音楽⁷が付随したことに多くを負う。しかし、同時代の眼差しに欠点と映るところにこそ、この作品の意義が隠れているのではないか。本稿はいわばそのような、徴候追跡的な読解を目指すものである。

ヴァイマルで親交を深めたシャルロッテ・フォン・シュタイン夫人をはじめ、周囲へ宛てた書簡などから推測されるところでは、主人公エグモントと市井の娘クレールヒュエンとの恋愛挿話、および第五幕、クレール

⁴ Vgl.: *Zur Textgestalt*, MA 3.1, 863.

⁵ 残存せず。これに対するゲーテの返答は: *Goethe an Herzog Carl August. Rom, 8. März 1788*, MA 3.1, 842.

⁶ とりわけ第五幕、逮捕から処刑に到る獄中のエグモントの夢の描写をシラーは槍玉に上げている。その夢想劇は「オペラ世界への宙返りの跳躍」に他ならず、悲劇の結構を他ジャンルへと大幅に逸脱している、というのがその批判である。しかし「平民の娘」の姿が「自由」のアレゴリーとなり、エグモントに桂冠を授けるといえるのは、以下論じるように、美学的なそれとは別の必然性による構成である。Vgl.: *Friedrich Schiller in einer am 20. September 1788 anonym in der Jenaer „Allgemeinen Literatur-Zeitung“ veröffentlichten Rezension des „Egmont“*. MA 3.1 843ff.

⁷ ヴィーン宮廷劇場からベートーヴェンへの作曲依頼は1809年、1810年宮廷ブルク劇場初演。

ヒエンの姿も自由のアレゴリーとして再登場する、処刑前のエグモントが見る夢の部分などは、ローマで初めて着想・加筆されたものである。⁸これに対して第四幕、エグモントと敵役アルバ公とが議論を応酬させる場面は、次に引く書面から伺われるように、イタリア出発以前、ヴァイマル時代には書かれていたらしい旧稿の改変である。既に1781年12月のシュタイン夫人宛書簡には、「厭気を催し、書き直さねばならぬこと必至の致命的な第四幕がなければ、長い時間を無駄に費やしたこの作品にも、今年でけりをつけられるのですが」⁹とある。裏返せば、第四幕のお蔭で完成の見込みが相変わらず立たない、ということになるだろう。主人公と敵役とが相見える山場第四幕の構成に自ら不満を持ち、終幕たる第五幕の造形を生み出しあぐねていたのだとすれば、数量のうえではどれだけ書き進もうと、81年暮の時点で、完成にはまだ遠い状態であったと考えるべきであろう。差出人の懸念どおり、その後また長い執筆中断が続く。

これほどまでにゲーテが『エグモント』に手こずった原因については、公国の官僚としての職務に忙殺されていたことを強調するもの、官位を得たことによる志操信条の変化（つまりは保守化）を重視するものなど、様々な説がある。純「文学的」には、後年のゲーテが自伝『詩と真実 *Dichtung und Wahrheit*』において『エグモント』執筆当時を回顧する「デーモニックなもの *das Dämonische*」への囚われという説も無視できないかもしれない。¹⁰しかし、いずれも単独に決定的原因と考えることはできず、作品自体の内容や形式への関与の度合いも低い説であるか、関与す

⁸ Vgl.: Goethe in der „*Italienischen Reise*“, *Rom*, 16. Juli 1787, MA 3.1, 838.

⁹ Vgl.: *Goethe an Ch.v.Stein. Wilhelmsthal*, 12. Dez. 1781, MA 3.1, 837.

¹⁰ 矛盾対立においてのみ姿を現す、誰も抗しえぬ威力、というほどの意である。便利な言葉であるだけに、「世界観」的拡張・濫用には余程警戒が必要であり、また、著者本人による後知恵であるから到底鵜呑みにはできない。Vgl.: Goethe: *Dichtung und Wahrheit*, MA 16. a.a.O., S.820-821.

るとしても浅薄なものでしかないように思われる。ここではやや別の観点から『エグモント』完成の遅れについて考えてみたい。

『エグモント』に関して論者の多くが今日指摘するのは、オスナブリュック市の政治家にして歴史家ユストゥス・メーザーの濃密な影響である。¹¹既に疾風怒濤時代の戯曲『ゲッツ・フォン・ベルリヒンゲン Götz von Berliungen』(1773年)が、メーザーの「拳の権利について Von dem Faustrechte」(1770年)¹²に多くを負っていたのであったが、引き続きヴァイマル時代のゲーテの政治思想的立場を考えようとする場合にも、確かにメーザーを避けて通ることはできない。一時はメーザーの学徒を名乗りさえしたゲーテがヴァイマルでとりわけ愛読したのは、1760年代からヴェストファーレンやオスナブリュックの地方紙、官報に連載した評論集『愛郷の想念集 Patriotische Phantasien』であった。『想念集』のうち、とりわけ『エグモント』に関連深いのは、啓蒙的絶対主義に対する批判の論説「一般法一般条令への今日的傾斜に関する考 Gedanken über den heutigen Hang zu allgemeinen Gesetzen und Verordnungen」¹³である。

メーザーに従うなら、歴史的に獲得され維持されてきた地方諸団体・諸身分の特権は、その多様性ゆえに自然なものであって、これを廃止することで一元的な法や斉一的条令による支配を推進することは、近代的・

¹¹ 代表的なものとして: Stauf, Renate.: *Justus Möser's Konzept einer deutschen Nationalidentität. Mit einer Ausblick auf Goethe.* Tübingen 1991.

¹² Möser, Justus: *Von dem Faustrechte.* In: Ders.: *Politische und juristische Schriften.* Hrsg.v. Welker, K.H.L., München 2001, S.330-334. (ursprl. Titel: *Der hohe Stil der Kunst unter den Deutschen*)

¹³ a.a.O., S.245-250.メーザーの業績(およびゲーテとの関わり)については、以下に詳しい。坂井榮八郎『ユストゥス・メーザーの世界』(刀水書房)2004年。『エグモント』に対するメーザーの影響を、やや過大評価している気味のあるフランクフルト版ゲーテ全集の解説に比すれば、著者のエグモント論を含む「ゲーテとメーザー」(前掲書 pp.215-232)は、余程バランスの取れたものである。Vgl.: FA 5, 1261ff. (*Deutungsaspekte*).

合理的な施政ではあるにしても、個々が多様な仕方で伝統的に享受してきた自由を侵害し、圧政を帰結するものである。メーザーの批判が具体的標的としていたのは、プロイセンにおいて晩年の「大王」フリードリヒ二世の強い意志で進められていた一般法の法典化（プロイセン一般ラント法 *Das allgemeine Landrecht für die Preußischen Staaten* として1794年施行）、およびオーストリアの啓蒙専制君主ヨーゼフ二世の推進していた身分的諸特権の廃止と平準化政策であったと推測される。¹⁴

実際ゲーテのエグモントは、第四幕が典型的だが、メーザーの主張をそのまま体现する人物であるといえる。彼は、スペインに領有されているとはいえオランダには固有の国制 *Verfassung*¹⁵ があり、スペイン王権もこれを尊重すべきである、という主張を事あるごとに繰り返すからである。ゆえに、エグモントを圧政に対する抵抗者とするのは間違いでないとしても、その拠って立つところは飽くまでも、オランダの民衆個々の基本権、のごときものではなく、諸身分団体が伝統的に享受してきた自由と特権、すなわち中世以来の「古き良き法 *altes gutes Recht*」を墨守しようとする勢力なのである。第四幕におけるエグモントの口吻には、しばしばメーザーの腹話術とも疑われるようなところがある。

さてしかし、特に注意深い読者でなくとも、また、特に著者のメーザーへの私淑を前提とせずとも、エグモントの立場に身分制保守主義を読み取ることは、実はたやすい。その姿に近代的な民衆解放者ないし自由の志士を、留保なしに認めるのは時代錯誤であろう。（但し、後述するよ

¹⁴ 他でもないオーストリア領オランダもまた、その対象であった。1787年にブリュッセルで反オーストリア反乱が起こった際、ゲーテは奇妙な既視感を覚えたという。むろん自作『エグモント』に描いた出来事との重なり合いのためである。Goethe in der „*Ital. Reise*“, Rom, 9. Juli 1787, MA 3.1, 838.

¹⁵ エグモントの言う *Verfassung* とは、伝統的に認め合われた多元的な権利関係の緩やかな複合体のことであるから、当然ながら近代国家の *Verfassung* とは区別されねばならない。「憲法」という、憲法典を想起させる訳語は相応しくないとと思われる。Vgl.: MA 3.1, 256, 306.

うに、とりわけ第五幕においては、留保つきで近代的「自由」が問われてもいる。) 反絶対主義とは前向きでも後ろ向きでもありうるわけで、決して共和主義者などではないエグモントの場合、それは明らかに後ろ向きの、多元的・中間権力礼賛である。そもそも彼がアルバ公の到来に際して、逃亡を促すオラニエン公らの助言を受け付けず、留まった挙句捕らえられるのも、皇帝からの勲功たる金羊毛騎士という自らの身分的特権を恃んでのことであった。つまり彼にとって自由とはこの特権のことであり、彼はこれを奪われて刑死したのである。帝国騎士ゲッツの求める自由にも、やはりこのことがあてはまる。

1782年4月6日には、シュタイン夫人に宛てて「エグモントには何も書き足しておりません、気散じがそれを許さないのです」と書き送っている。散文版『イフィゲーニエ』(第三版)をゲーテがメーザーに、その高覧を求めてメーザーの娘イエニー・フォン・フォイクツ夫人経由で送ったのは同年5月5日である。ゲーテがこの作に満足していなかったことは既に述べたが、それを裏付けるように書簡ではこれを「数年前に作った試作 Versuch」と呼び、「それ以来、この作がかくあるべきように手を加える閑暇¹⁶を見出せずしております」と続く。

これをそのまま御尊父のご閲覧に供してさせていただきますよう。それからどうか率直且つ詳細に、御父上がそれについて何を仰ったか、洩らさず小生にご報告願いたいのです。小生には御父上の賞賛も非難も同様に大切なのです。小生は御父上がこれをどの側面からご覧に

¹⁶ Möser: *Briefwechsel*. Neubearb. v. Sheldon, W.F., Hannover 1992, *Goethe an Jenny von Voigts, Weimar, 5. Mai 1782* (Nr. 552), S.629-630. 書簡集では Muße と修正されているが、原本では Muse。「詩神 Muse を見出す」では奇妙でなければ傲慢であろうから修正は是とされるべきであろう。しかし韻文版『イフィゲーニエ』が、ソフォクレスのギリシャ悲劇など古代ギリシャの詩型の特性をドイツ語の詩文において実現しようとする紆余曲折の果てに成立したのであることを思えば、「詩神」とする誤解にも捨て難いところがある。

なるかを知りたいと願っているのです。¹⁷

賛否ともども知りたい、とあるのは謙遜ではありえない。自作に飽き足りないゲーテが得たいと願っていたのは、メーザーの褒め言葉ではなく腹藏ない批評であっただろう。文面からは、メーザーであれば自作の致命的欠点を見透かすのではないか、という期待が読み取られよう。というのもメーザーはゲーテにとり、単に政治思想上の師であるばかりではなく、かつてフリードリヒ大王のフランス文芸礼賛に抗して、『ゲッツ』をドイツの新たな文芸と認めてくれた恩人でもあったからである。¹⁸

メーザーが娘に宛てた返事においては、主人公イフィゲーニエに対して、エウリピデスのエレクトラより上、とするなど非常に高い評価が与えられている。他方しかし作品『イフィゲーニエ』に関する評価は両義的なものである。「ゲーテ氏が幸運にもなしえた、行為及び思考の双方における単純なものと高貴なもの、真なるものと偉大なものの結合を、私は通読することで力強く感じたが、しかしその結合について明瞭に考えることも言い表すことも、私にはできない。」¹⁹ 作品には強い印象を受けたが、それを批評的言語には改鑄しえない、とは、困惑の表明ととるべきであろう。この困惑は以下の指摘へとつながるものである。

『イフィゲーニエ』の世界が今日の芸術規範とあまりにも遠く隔たっており、主人公の「徳 Tugend」に対する感受性は、当代のフランス演劇を範と仰ぐ「典雅 Zätlichkeit」に慣れた観客には求めようがないであろう。古代ギリシャに通暁した者向けの作品としても、そのような者は幾らも

¹⁷ a.a.O., S.630.

¹⁸ Möser: *Über die deutsche Sprache und Literatur: Schreiben an einem Freund*. In: Ders.: *Sämtliche Werke*. Historisch-kritische Ausgabe in 14 Bänden. Hrsg. v. Akademie der Wissenschaften zu Göttingen, Oldenburg/Berlin/Hamburg/Osnabrück 1943-1990, Bd. III, S.71-90.

¹⁹ Ders. *an Jenny von Voigts*, Osnabrück, Juli 20, 1782. In: Ders.: *Briefwechsel* (Nr.556), S.634.

いない。今の世にあってイフィゲーニエは、帰る場所もなく彷徨うだけではないか——およそメーザーはこう言う。

『イフィゲーニエ』のメーザーへの送付と反応、そして『エグモント』の中断——この二つの事柄は、むしろ別個に考えることもできる。しかし、同時期に筆が滞っていた二つの作品のうち、より多くをメーザーに負っているのは、実際に送りつけられた『イフィゲーニエ』ではなく、『エグモント』であるのは間違いない。すると、メーザーの返事は直接には『イフィゲーニエ』についての見解ではあるが、そこから『エグモント』への示唆を読み取った可能性は、小さくはないはずである。それをやや先取りして言うなら、伝統的諸身分の多元的制度和、それを一掃しようとする王権との間の確執という二極に加えて、その間に切り開かれる第三の要因を問う必要への促しである。すなわち、既存のどちらかではない、全く新たな始まりの構成と、その条件への問いが、メーザーを誘因としてゲーテに兆したのではないか。

ローマ＝フランス経由の古代ギリシャ受容から解放されるためには、直にギリシャの詩型と格闘し、それをドイツ語へと移し入れる試みがなされねばならない、という意志をゲーテに抱かせ、韻文版『イフィゲーニエ』においてそれを試みさせた背景に、メーザーの直接的影響を認めるのは強引に過ぎよう。ただ、イフィゲーニエを語らしめるドイツ語、イフィゲーニエの語りを生々しく伝え寄越す韻律、(メーザーの表現を借りるなら)イフィゲーニエが帰るることのできる「ドイツの詩的言語」の構築をゲーテが模索し、それが、「始まり」の模倣ではなく、反復される「始まり」としての「ヴァイマルの古典主義」と呼ばれる文芸運動へと結びつくのであれば、メーザーの『イフィゲーニエ』への反応は、単なる挿話以上の意義を持ちうるものであろう。そしてその影響は『エグモント』にも及んでいたと考えることができるだろう。

メーザーへの依拠が明らかであるからには、82年4月の「気散じ」の時点では確実に、あるいは81年12月の「厭気」の時点でも恐らく、少

なくともエグモントの人物彫琢はおよそ出来上がっていたと考えるのが自然であろう。メーカーに従う以上、思想的には元来上に述べたとおりの立場でしかありえない第四幕のエグモントに関して、最終稿で改まったところがあるとすれば、青々しい自負と横溢する活力、つまりは疾風怒濤の風が幾分削ぎ落とされる程度ではなかったか、と思われる。ところが『エグモント』執筆再開が確認されるのは、『イフィゲーニエ』がメーカーに送られて5年ほど後、87年である。

そこで、本稿の立てる仮説は、執筆中断の原因はエグモントではなくアルバ公の造形に問題があったのではないか、というものである。その性格描写というよりも、思想的立場に関して、そしてその立場をエグモントに突きつける仕方について、この時期のゲーテに迷いがあったのではないか。そして彼は、迷いを単に払拭しようとはせず、むしろこの迷い自体に事の本質を直観していたのではないか。ゆえにそれを本質的な問いへと醗酵させるために時間が必要だったのではないか。評価の分かれる第五幕も、エグモントとアルバの間に開いたその問いに対する答えではなく、問いそのものの表現なのではないか。以下の考察は如上の仮説に基づく。

英雄エグモントを死に追い遣る敵役、という印象をアルバ公から拭い去るのは確かに難しい。オランダ・プロテスタント下級貴族たちが主導した1566/67年の反乱を、虐殺と大量処刑で鎮圧した歴史上のアルバ公の行状を知れば、尚更であろう。しかし、ゲーテの戯曲におけるエグモントが、上に述べたような特権的自由の代弁者であるとするれば、反乱を鎮圧し、スペインの絶対君主フェリペ二世の下で一元的支配をオランダにまで及ぼそうとするアルバ公にも、適法性という正当な言い分は生じよう。²⁰ 両者の立場をそれぞれ、既得権益に固執し反乱を起こす中間集

²⁰ 史実では紛争の中心要因をなしていた、信教の自由の要求は、作品『エグモント』においては背景に退いている。18世紀という世俗化の時代に書かれた世俗の劇として専ら読まれるべきであろう。

団と、その弊害に業を煮やした君主の強権的介入、という、今日では誰もがどこかで聞いたことのある政争物語に例えることもできなくないわけで、その場合もどちらの立場を正当と認めるか、答えは一義的ではなくなくなってしまふ。事実、第四幕におけるエグモントとアルバの論争を中立的に読めば、そこにおいてより説得力のある議論を繰り広げているのはアルバである。²¹ というより、著者が自らのアルバに、歴史上のアルバの冷血と姦計のみではなく、応分の理をも与え強調していることになるだろう。

自由！ よい言葉です、正しく理解した者にはですがね。彼ら（オランダ人たち——引用者）は、どのような自由を望んでおるのです？ 最も自由な者の自由とは何でしょう？ 法のとおりをなすことです！ そうすれば彼らを王は何も妨げはしませんまい。²²

既存の権利を切り崩そうとする初期絶対主義の修辞にすぎぬようにも聞こえるが、これが18世紀末という時代に、しかも官僚によって書かれたものであることを思い出すべきところである。するとこの科白は、法による保障に護られぬところで喧伝される自由というものが、どれほど

²¹ 当初からアルバはエグモントを捕らえる計略であったのだから、この議論自体が茶番であるともいえようが、しかし茶番においてすら主人公の優位は成り立たないのである。

²² MA 3.1, 305.カール・シュミットは、ヴァイマル憲法の制度保障論において、まさしくこの科白を引きながら、基本権（Grundrechte）の連接的-補完的保障 *die konnexen und komplementären Garantien* という、制度保障とは区別された近代の立法国家特有の問題を説明する。Vgl.: Schmitt, Carl: *Freiheitsrechte und institutionelle Garantien der Reichsverfassung* (Text a.d.J. 1931). In: Ders.: *Verfassungsrechtliche Aufsätze*, Berlin 1958, S.140-173, a.a.O., S.167. 但し引用には「彼ら sie」を「貴方 Sie」とする誤記がある。基本権の脆弱性についてシュミットほど自覚的であった論者も少ない。

脆いものであるか考えてもみよ、という思考への促しを含むものと解されよう。後続する箇所ではアルバはさらに、エグモントが自由の貴族的特権性に自覚的でないことを、さらには時代の変化に抗して旧習にしがみつくとオランダ貴族とエグモントの反動性(!)を突いている。²³ 生まれながらに身分的特権に護られてきたエグモント氏は、「保障」という、自由が一般的に、とはつまり非特権的に、成り立つための必須条件に対してあまりに盲目ではないか、ということである。事実、論争を経た後エグモントに残る支えが、自国民衆との信頼関係という、情緒的共感を誘いはするが曖昧で覚束ないものだけである。²⁴

メーザーの分権論を受容したはずのゲーテが、それに対抗する議論をこのように彫琢するのは何故だろうか。むろん主人公の敵対者が単に邪悪だけでは、作品として話にならない。しかし問題はそこにあるのではない。ゲーテの描くアルバは、さして聡明とはいえぬ主人公と比すれば狡知はあっても、人格上は明らかに一段低劣と見えはする。およそ両者の争いは、『イフィゲーニエ』がそうであるような高貴なもの同士のないし神々の戦いとは異なる。その卑小さにおいて『エグモント』は、既に人間の劇である。但し、そこにおいてアルバの持ち出す論拠は、悪役の遁辞以上の内容を持っている。むろんエグモントはアルバの集権化論ないし法の一元化論を受け容れることができない。彼は分権論に、正当性のみならず正義さえも付与する論陣を張るが、これは議論の本質からすれば逸脱で、そこで浮かび上がる正邪善悪の別は、エグモント自身が囚われている仮象である。議論の流れとしては、正義はもとより、どちらの主張がより妥当かについてさえ、一義的な解答は呈示されていない。争いを両義性のままに投げ出すことが、著者にとって避け難いことだったのでないか、という疑いがいよいよ信憑性を帯びてくる。

²³ MA 3.1, 306-307.

²⁴ (とりわけベートーヴェンの) 音楽という、他ジャンルの導入は、この共感の増幅に、大いに役立ったといえる。

エグモントとアルバという両登場人物を相対化するのには、不毛な二者択一にはよらずにこの戯曲作品を論じることが必要と思われるからである。徐々に明らかとなるのは、エグモントとアルバのあいだに口を開いた溝にこそ、この戯曲の本質がある、ということである。そこを問うことが、戯曲の完成にかくも手こずった著者の意に叶う、あるいは著者自身が自らに立てた問いを汲むことにもなる。その溝が最も明らかになる点は、「民衆 Volk」についての両者の理解の相違である。

お聞きなさい、民衆というものは決して年を取ったり賢くなったりしないものです、民衆は常に子供じみたままなものです。²⁵

私は自国の人々を知ってますよ。神の地に足を踏み入れるだけの値打ちのある男たち、各々が一乾坤の小さいながらも王であり、堅実、活発、忠実で、古い習わしに従う者たち。²⁶

アルバの「民衆」観に、冷酷な抑圧の支配者の論理を見出すのはたやすい。実際今日の為政者であれば、このようなことを口が裂けても言わぬであろう。口当たりの点で後者エグモントの畏敬に満ちた科白とは比較にならない。しかし、両者の差異は、同じ一つのものについての評価の対立、とは別のところに見出されるべきである。すなわち、両者が偶々同じ「民衆」という語を用いているとしても、二つの「民衆」は、実は全く水準の異なる違う概念なのだ、という点である。それゆえに両者は決して噛み合わぬ応酬を繰り広げているのである。それは「誰 wer」としての「民衆」と、「何 was」としての「民衆」という二つである。

²⁵ MA 3.1, 305.

²⁶ Ebd. 「自国の人々」は *meine Landsleute* だが、先行する科白では Volk である。この言い換えがエグモントにとってはそもそも可能である、ということに留意すべきであろう。

エグモントの「知る kennen」自国の「民衆」が、具体的な気質と性格を持ち、個別の人格を持つ、文字通り「知人」たちの「誰か」であるのに対して、アルバにとって「民衆」が具体的に誰でどのような人物であるかは、関知するところではない。それは人格を持たぬ「何か」にすぎない。この差は、単に同国人と外国人という立場ないし視点の遠近の違いから生じるだけではないし、いわんや「心」の冷／暖によるものでもない。分権論者エグモントにおける「民衆」は、そのまま「古い習わし」の身分制秩序に確固たる地位を占める者たちの謂いであり、ゆえにエグモントは彼らの反抗的挙動にむしろ秩序への恭順を認める。あるいは、エグモントの「民衆」は、そのような保守的、すなわち分権的秩序親和的な政治集団として観念されている、ということである。

しかし、「民衆 Volk」の身分被拘束性は、少なくとも 18 世紀末には、前提とされえないものとなっていたはずである。アルバの「民衆」とは、この前提が外れたところに出現する存在である。それは具体的な個々の知的・理性的人格からなる集団ではなく、むしろ「数量」としての「民衆」であり、ゆえに没秩序的な存在、秩序にとっての、あるいは政治にとっての残余をなす「何か」である。そうであるからこそアルバは、「残余の意志」に政治的有意性を認めるわけには決してゆかない。その不確定で不定形な意志は、そのままでは政治的共同体にとって壊乱的なものでしかありえないからである。1830 年のヘーゲルは、以下のように言う。

国家は本質的に、各々がそれだけで集団を成すような分枝の有機的組織であり、国家の中に非有機的な数量としての契機は一切現れるべきではない。個々人としての多数者、というものとして Volk という語は好んで理解されるのだが、これは集まりではあっても単なる数量にすぎず、不定形の大衆であって、その運動と行為はそれゆえに、まさしく原始的、非理性的、粗野で恐るべきものであろう。国

制に関しても Volk という、この非有機的全体について語られるのを聞くことがあるが、そこではありふれた空文とつまらぬ美辞麗句しか期待しえぬ、ということは予め明々白々である。先に述べた（有機的——引用者）集団の中に既に存在している共同性、彼らはそこにおいて政治的なものへと、すなわち最高度に具体的な普遍性の立場へと参入するのだが、それを再び諸個人の数量へと解消してしまうような構想は、市民的生と政治的生を分離して、政治的生を空無化してしまう。というのも、その場合政治的生の基礎を成すのは単に恣意や意見の抽象的個別性であり、よって即・対自的に堅牢で権限を有する基盤ではない、偶然的なものになってしまうだろうからである。²⁷

悲劇の終わったところに哲学が始まる。ヘーゲルの Volk に、アルバのいう「民衆」を見出すのは容易である。それは、「原始的、非理性的、粗野で恐るべきもの」、「非有機的」数量である。しかし、もはやアルバのようにその存在を無視することも抑圧することも困難であることを知るヘーゲルは、有機的な身分組織の媒介によって、この「何」としての Volk を、国家という普遍性の構成要素となるように、政治的に有意な共同体へと吸い上げる努力を求める。その課題を担うのが、例えば公教育であった。しかし、残余はやまず生み出され、身分的枠組みによってこれに範型を与えようとする保守的努力は、早晚反時代的となる。

フランス革命にぎりぎり先立って完成した『エグモント』において、ゲーテは「誰」としての「民衆」（その理念の背後にはヘルダーがいるだろう）と、「何」としての「民衆」を対立させる。これは同時代への観察

²⁷ Hegel, G.W.F.: *Grundlinien der Philosophie des Rechts oder Naturrecht und Staatswissenschaft im Grundrisse*. In: Ders.: *Werke*. Hrsg.v. Moldenhauer, E. u. Michel, K.M., Frankfurt/M. 1986, Bd. 7, S.473f. (§303).

抜きにはなしえぬ構成であつただろう。また、このどちらが「民衆」の、より近代的な把握であるのかも、彼には明らかだつたはずである。悲劇の主人公エグモントは、敵役アルバの姦計によって破滅するのでもないし、広く信じられているように、その愛すべき豪胆さゆえの軽率さによってそうなるのでもない。彼は伝統と近代という二つの秩序の間を、伝統の名において取り持とうとするが、それによって近代を取り逃し、両者の狭間に転落するのである。他方表面的な勝利者たるアルバもまた、彼の近代主義により、中間権力の伝統的秩序を衰弱させるだろうが、却つて彼の忌み嫌う「民衆」の意志が、あらゆる制度的範型を奪われた姿で露呈することになる。自由も特権も全て奪われた処刑前のエグモントが、独房において突然「丸腰の闘争者」に変貌して幕切れとなるのは、このことを予告する。史実どおりに実力においてのみならず、議論においても、メーザーを差し置いてまでして、アルバの優位を際立たせねばならなかった必然性もここにあるだろう。近代を準備するのは、非人格的「民衆」を懸念と共に見据え、エグモントから全てを奪ったアルバのほうだからである。アルバの姿は、メーザーに留まることの不可能性を浮き彫りにする。

ゆえに、本心では一般的自由になどまるで関心がないことが明白なアルバの口から、先に引いた「自由」と「法」の不可分性を指摘する台詞を吐かせることの効果は一考を要する。この関連で、とりわけ第五幕のエグモントについても、単なる「自由の夢想曲」のごときと解すのではなく、若干の再検討が必要である。そこでエグモントが口にする「自由」の語は、それ以前の「自由」とは、もはや同じものではない。自らを護ってくれていた法＝権利の外縁へと押し遣られ破滅するエグモントの姿において、ようやく「特権ではない自由」の可能性が問われることになるからである。法-外の自由というもの（いわゆる国家以前の基本権）は、それ自体は観念的構築物であり、法的世界の内側からその実態を純粹に近いかたちで考えようとすれば、法の保護を解かれつつある者の姿

に仮託するしかない。むしろ最初から法の外側にある存在に依拠して、その裸形の生から基本権の問いを立ち上げることもできなくはない。しかし、それでは一体どこから誰に向かって語っているのか、という別の、より深刻な問いが生じることになってしまう。²⁸『エグモント』第五幕のありようは、法の内と外を辛うじて繋ぎとめ、この問いが切り開かれることを予防してもいるのである。²⁹

基本権としての自由権が現実の秩序において曲がりなりにも実現されるためには、アルバの言うように、旧来の身分を捨象したところで、法によって規範化された保障を是非とも必要とする。さもなければ基本権そのものが放埒と、強者の実力による再特権化へと自壊することになる。この保障の対象たる「自由」はしかし、アルバにおいては全く実質を持たぬものへと切り詰められている。いわばそれは、単なる「存在」の保障にとどまる。それに応じるかのように獄中のエグモントは、現実ではなく夢想の中でたまさかの自由を美的に(!)享受するのである。そこにゲーテ流の、基本権とその保障に関する、極めて逆説的な表現を見透かすことができるのではないか。「書クコト」を嫌い、存在のみによって讃えられ、法的保護を解かれ³⁰、またそのことゆえに英雄たりえた人物としてエグモントを、その「存在」をゲーテは、(エグモントに代わ

²⁸ これはアルバが予め棄却した問いであり、例えば20世紀のアーレントや、さらに最近ではアガンベンの基本権論は、法的保障の埒外にある無権者の権利をどこに向かって問うべきか、という問いに応えようとせざるをえないものとして構想される。Vgl.: Arendt, Hannah: *Elemente und Ursprünge totaler Herrschaft*. München 1986, S. 601ff.: *Die Aporien der Menschenrechte*. / Agamben, Giorgio: *Homo sacer. Die souveräne Macht und das nackte Leben*. Frankfurt/M. 2002, S.135ff.: *Die Menschenrechte und die Biopolitik*.

²⁹ 監獄に「護られ」つつ「自由」の勝利を憐れも夢想するエグモントの姿に、自由権に対する连接的・補完的保障の祖形を認めることができる、といえは不吉に過ぎようか。

³⁰ 実際エグモントは、自らは何一つ行為らしい行為をしないがゆえに英雄なのである。

って) 作品へと書き留めた。他ならぬこのことが、官僚にして詩人という、二重の意味で「書く人」であったゲーテが、「自由」という易損的な権利の存在に与えた極小の保障である、と読むのは意地の悪い意見にすぎよう。しかし確かに詩人と官僚、とりわけ1800年前後のドイツにおけるそれらは、法の内側にあつて「自由」を保障し、かつ制限する職責を担う「身分」であつた。その中にあつてゲーテの『エグモント』は、来るべき「自由」の在り処やその在りようについて、さらにはその担い手について、表向き口を噤んでいる。この沈黙を問いとして引き取ることが、作品に誠実を示すことなのではないか。実際これらについては、今日に至るまで、誰も一義的な答えを知らないのである。

いずれにせよエグモントとアルバの間に開く深淵から、近代の政治共同体における「自由」保障への問いが始まるといえる。18世紀末にはアルバのように一気に棄却することはもはや不可能となつたこの問いは、ドイツの「古典主義」を名乗る文芸潮流の直前に書かれた悲劇に書き留められ、そしてその三〇年後に、同じドイツの国家哲学に引き取られる。「残余」と「自由」が錯綜しながら持続的に近代に突きつけ、近代を拘束する問いを、問いのままに投げ出す、あるいは投げかける悲劇として『エグモント』を読むのは、著者の意図、のようなものではないかもしれない。しかし、意図ではなくむしろその13年に及ぶ迷いのほうに叶うことが必要なこともあるのではないか。本稿はそのささやかな試みである。